

3 消安第 4306 号
令和 3 年 11 月 11 日

岡山県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

国内における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う監視体制の
強化の再徹底について

日頃より家畜衛生の推進に御尽力いただき誠にありがとうございます。

国内における高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の発生については、「秋田県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について」（令和 3 年 11 月 10 日付け 3 消安第 4249 号農林水産省消費・安全局長通知）により、今シーズン国内初の本病の疑似患畜の確認について連絡したところです。その後、動物衛生研究部門による遺伝子解析の結果から、H5N8 亜型の本病ウイルスであることが確認されました。

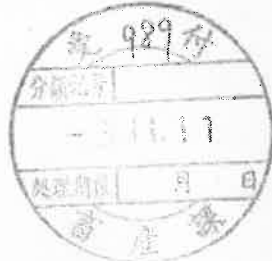
野鳥においては、本日、環境省から鹿児島県出水市で採取された環境試料（水）から H5 亜型の本病ウイルスが検出された旨連絡がありました（別添 1）。

海外においても、家きんにおける本病の発生が報告されており、直近では韓国において、11 月 9 日にうずら（H5N1 亜型）及び肉用あひる（亜型確認中）における本病の発生が報告されました（別添 2）。

また、本日開催された食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第 78 回家きん疾病小委員会において、秋田県の事例における防疫措置の状況、疫学調査チームの現地調査結果等について報告し、議論を行いました（別添 3）。疫学調査チームの現地調査では、①農場周辺環境の野鳥の生息状況、②農場敷地内における鶏舎間の水場の存在、③鶏舎へのネズミ等の野生動物の侵入の跡、④堆肥置場の防鳥ネットの破損等が確認されました。

これらの状況を踏まえ、全国的に本病の発生に対する警戒を強める必要があります。

このため、都道府県におかれては引き続き、家きん飼養者に対して、地域や関係団体と連携の上、①早期発見・早期通報の再徹底、②家きん飼養農場の防鳥ネットの再確認、③ウイルスの人・車両又は野鳥を含む野生動物を介した農場内及び家きん舎内への侵入防止対策の徹底、④農場周辺の消石灰散布など消毒の徹底を指導するとともに、農場内に野生動物が近づく可能性のある水場がある場合には忌避テープや水抜き等の野鳥飛来防止対策を行うことについて、指導又は助言を実施するようお願いいたします。



【担当】
農林水産省消費・安全局
動物衛生課防疫企画班
青山、田中、中島、石川
動物衛生課調査分析班
下平
Tel: 03-3502-8292